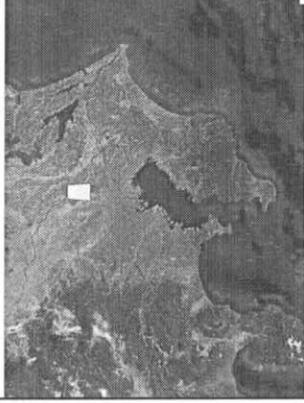


「流山市自治基本条例」制定の取り組み

流山市企画政策課

H22.11.10

流山市の地勢



人口 : 163,930人(2010年11月1日現在)
 世帯数 : 65,829世帯(2010年11月1日現在)
 面積 : 35.28km²
 市制施行: 昭和42年(1967年)



・千葉県西北部に位置
 ・都心から25km圏
 ・都心に一番近い森のまちをめざし、
 区画整理事業と
 グリーンチェーン戦略を展開

なぜ、
 自治基本条例を
 制定したのか

その背景は…

■ 地方分権 H12年以降

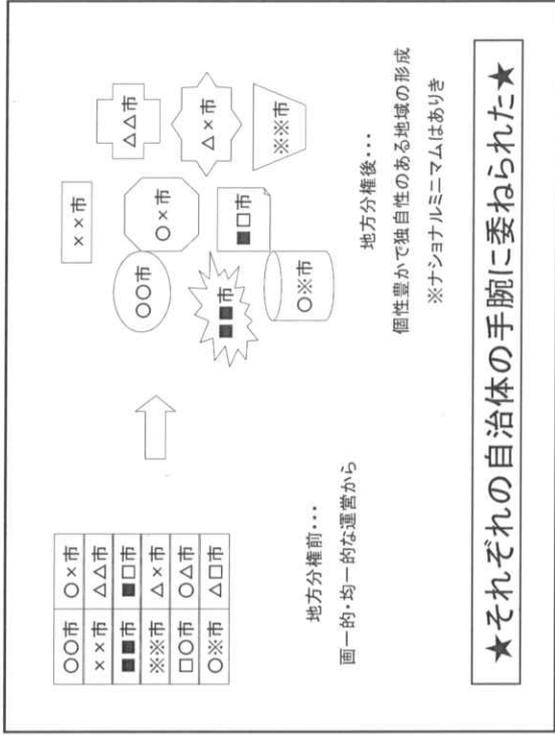
- ・地方分権一括法成立(H12年4月施行)
 いわゆる第一次分権改革(主な内容)
- ・国と地方 上下主従→対等協力
- ・国及び地方公共団体の役割分担の明確化
- ・機関委任事務の廃止
 →自治事務と法定受託事務に再構成
- ・規制の緩和…など



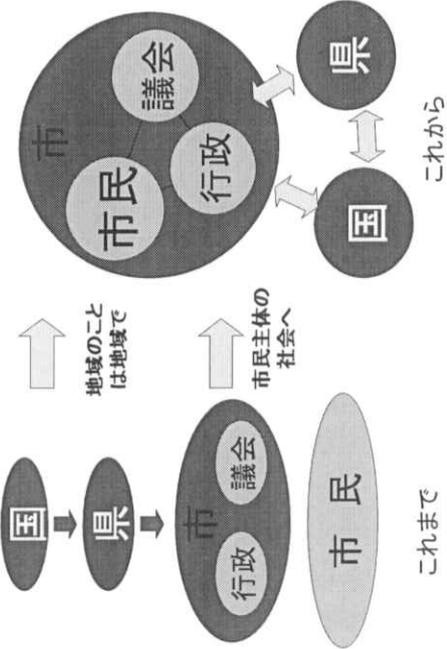
残された課題→自由度(法令規制がまだ高い)→更なる制度規制の緩和、
 住民自治の拡充、
 地方税財源の充実→三位一体改革→歳入の自治の拡大

地方分権後の地方自治のあり方

- 住民自治
→民主主義の原理
:地域の住民の意思を反映して運営されている。
(住民と地方自治体との関係)
- 団体自治
→地方分権の原理
:国から独立して一定の地位と権能をもって運営されている。
(国と地方自治体の関係)



自治基本条例によってどう変わるか



基本理念(制度執行の拠り所)

- 「誰が」
 - 「どのような仕組みや制度によって」
 - 「どのようにまちづくりを行なって」
 - 「市民(地域)の暮らしを豊かにしていくか」
- “自分たちのまちの課題は自分たちで考え、
解決に向けて行動する”
- 「市民自治によるまちづくり」を基本原則とする
自治基本条例を制定した。

期待される効果

- 1) 市民の市政への参加と意見の反映
→ 市政への市民参加の促進
- 2) コミュニティ活動や地域活動が活発に
→ 共助・共益の促進
- 3) 個性と魅力のあるまちづくり
→ まちの理念、アイデンティティ、郷土愛の促進
- 4) 市政の基本方針の明確化と独自施策や制度の促進
→ まちの理念の明確化
- 5) 市政の情報公開、共有化の促進
→ 情報公開の促進
- 6) 職員、市民、議会の意識改革、組織改革の促進
→ 主体者意識・郷土愛の醸成

自治基本条例の先進事例

- ニセコ町(北海道) 基本条例の先駆
- 大和市(神奈川県) 住民提案
- 多摩市(東京都) 住民提案
- 川崎市(神奈川県) 住民提案
- 三鷹市(東京都) 住民提案
- 四日市市(愛知県) 議員提案
- 飯田市(長野県) 議員提案
- 策定自治体 約200自治体

～流山市の取り組み～

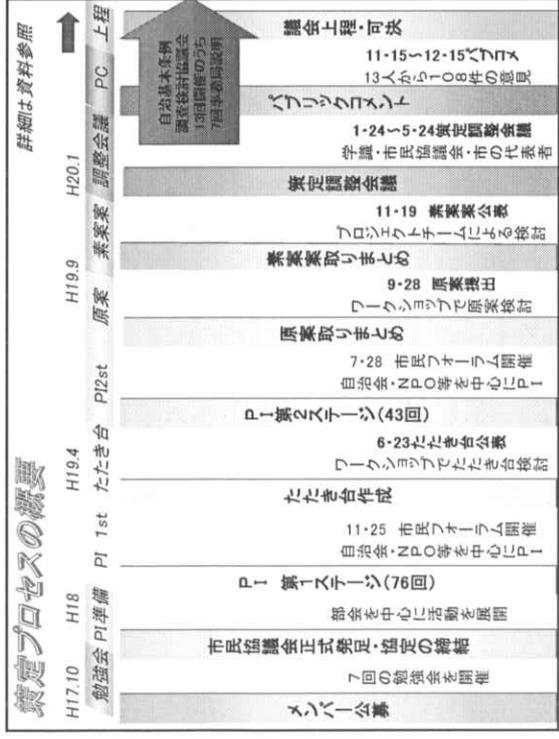


(流山グリーンフェスティバルより)おたかの森駅前

流山市のこれまでの主な参加・協働の取り組み

- まちづくり創生塾(平成5年～15年)
 - ・まちづくりのリーダー育成を目的に勉強会(卒業生 延べ239名)
- 流山市総合計画(平成10年～11年)
 - ・「子供議会」、「女性会議」や「地域別・テーマ別ワークショップ」
 - ・ワークショップ参加者 約150人、総合計画審議会委員25名
- 都市計画マスタープラン(平成13年～17年)
 - ・勉強会を皮切りに、「まちづくり市民協議会」を発足させ、4つの地域部会に分かれ、延べ100回以上の部会(参加者 約100名)
 - ・「地域別まちづくり構想」案を作成
 - ・策定調整会議等を利用して行政との協議案を作成
- 市民活動団体公益事業補助金制度(平成17年～)
 - ・自主的な市民公益事業に対し助成
 - ・H18年度 10事業、H19年度 8事業、H20年度 12事業を認定

そして自治基本条例の取り組み(平成17年～平成21年)また、各種計画づくり等においても、市民との協働による取組が展開されています。



H17.9～H17.10

メンバー公募

●作成の基本方針 H17.8
・これまでの参加・協働の経験を活かし「徹底的な市民との協働」全行的体制で作成
・市民同士で意見交換しながら案を作成するPIを手法

●メンバーの公募(広報紙に掲載した内容)
期間：平成17年9月15日～10月7日
対象：流山市在住・在勤・在学・在活動、流山市に関心のある方
募集人数：特に人数を定めていません。
内容：自治基本条例の研究及び作成
会議回数は100回以上となる可能性があります。
(作成はPIを徹底的に行います)

公募ポスター

●公募結果

38名の応募があり、全員を委員として発足

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 策定調整会議 PC 上程



H18.4.1
市民協議会発足～協定締結

H18.4.15 流山市自治基本条例策定市民協議会が正式に発足
代表・副代表の選任、4つの部会の設置



H18.4.27 市長と「素案の策定に関する協定」締結
(主な項目)

- ◆市民協議会の役割
 - ・多くの市民の声を反映した原案を作成
- ◆行政の役割
 - ・市民協議会の原案を尊重して素案を作成
 - ・活動を支援
- ◆協働の原則
 - ・行政と対等、自主性の尊重、情報の共有



H18.4.27 協定締結式

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

H18.4～H18.5
パブリックインボルブメント(PI)の準備



- ・対象先選定
 - ・資料作成
 - ・マニュアル作成
 - ・模擬PIの実施
- PIを中心に各部会と全体会議で検討

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

H18.5.7～H18.4.1
PI第1ステージ(1)

自治会長、自治会、市民活動団体、議会、地区社協やテーマ別、地区別に開催



勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

H18.5.7～H18.4.1
PI第1ステージ(2)

農協、商工会、審議会、高校生、PTA、会社従業員、地区社協などを対象に実施

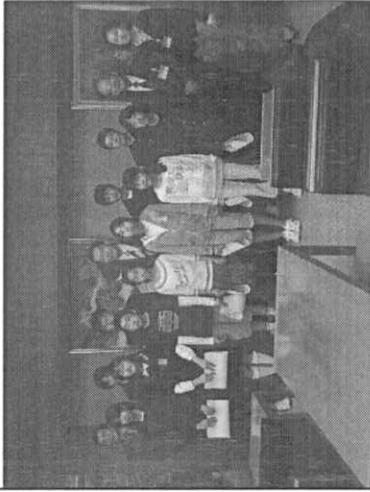


勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PI第1ステージ(3)

H18.5.7~H19.4.1

こんな流山市にしたい作文コンクール



- ・小学校6年生
中学校1年生を対象
- ・計371作品の応募
- ・優秀賞12点、
佳作31点を選出

【作文の主なテーマ】
開発と緑の保全、あいさつ、
景観、ホイ捨て、流山の文化
など

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 業案 調整会議 PC 上程

PI第1ステージ(4)

H18.5.7~H19.4.1

- ・市民まつり等でのニュース配布
- ・各種まつりでのPR講演
- ・早朝の駅頭でのニュース配布
など



行政連絡員研修会

前記まつり

東葛まちづくり交流会

駅前活動

フリーフェスティバル

成人式

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 業案 調整会議 PC 上程

PI第1ステージ(5)

H18.5.7~H19.4.1

自治始めます。市民フォーラム11.25 参加者230名



展示

作文朗読(小学生)

市民協議会の報告

対話の時間

こんな流山市にしたい 作文朗読
市民協議会からの活動報告
基調講演:これからの地方自治と市民のちから
市民からのメッセージ
対話の時間

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 業案 調整会議 PC 上程

自治始めます



「自治始めます。」

- ・流山市自治基本条例策定市民協議会の活動のキャッチフレーズ
- ・のぼり、ポスター等を作成

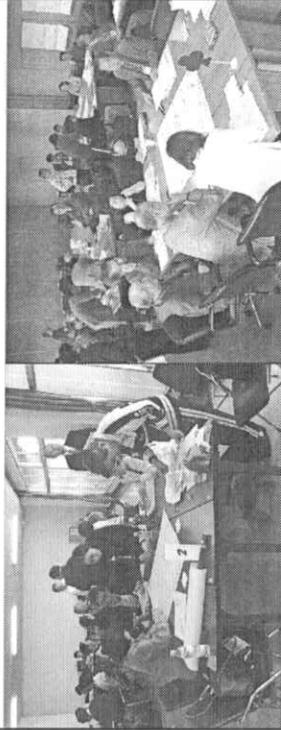
PI第1ステージの主な意見

- 市民をどのように定義するか、役割と責務
「市民＝住民」or「市民に在野、在活動や専業者、法人を含める」
提案権、告知権などの新たな権利規定、専業者や子どもの権利
- 参加・協働
今後の自治を支えていくための「参加・協働」の理念、原則や仕組み
- 流山市の実情に即した地域コミュニティ
自治会・NPOなどの位置づけ、行政の支援
- 市民が求めている情報公開と共有
効果的に情報公開し、多くの市民と情報共有を図る理念や仕組み
- 「流山らしさ」と「まちづくりの原則」
案文としての「らしさ」と自然などの「らしさ」、こんな流山市にしたい作文
- 他の自治体との連携、協力
近隣自治体との都市計画等の整合、合併
- 行政と議会
市民・行政・議会の協働を促進し、実効性のある条例に
- 市長・議員・議員の責務
市長の多選制限、マニフェスト、議員の政策立案能力、議員の立案能力など
- 実効性・わかりやすさ
実効性のある条例に、小中学生でもわかる表現

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

原案たたき台作成～公議

H18.6.14～H18.6.23



第1ステージの76回のPIで得られた延べ約4,700件の意見を
利用してワークショップ形式で検討
→H19.6.23の全体会議でたたき台の公表を決定：同日公表

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PI第2ステージ(1)

H19.6.23～H19.9.17



- ・原案たたき台を利用して、PIを実施(計48回)
- ・自治会、NPO等に加え、職員等も対象に幅広く実施

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PI第2ステージ(2)

H19.6.23～H19.9.17



おたかの森SC内の出張所を利用して実施 101名参加

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PI第2ステージ(3)

自治始めます。市民フォーラム7.28 参加者120名
最大のPIとして開催、直接対話を重視したプログラム構成



- ・市民協議会からの活動報告
- ・原案たたき台の説明
- ・対話の時間(前半): 8つのブースで市民同士の意見交換
- ・対話の時間(後半): 各ブースで寄せられた意見の共有

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PI第2ステージの主な意見(市民)

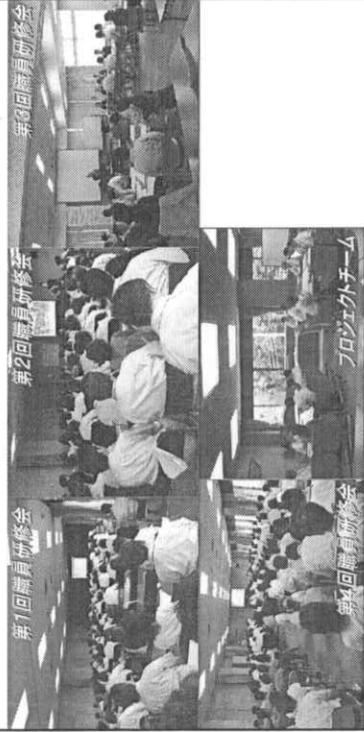
- 条例の全体構成
 - ・「市民」が何をするのか、「市民」ではじまる条文を多く
- 最高規範性
 - ・条例の上下関係や法令等の自主解釈権
- 地域コミュニティの扱い
 - ・自治会などのように限つのか、NPO 等との関係
 - ・コミュニティの定義(人のつながりor組織)
- 市民投票
 - ・発議要件など
- 市民の権利と義務
 - ・納税や投票などを市民の責務として
- 協働
 - ・事業者やNPOもまちづくりの主体として入れるべき
 - ・協働の制度を位置づけ
- 市長の責務
 - ・多選防止、マニフェスト

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

原案策定過程における庁内の取組

H17.9.~H18.9.

職員研修会 : 計4回 延べ1,278名参加
プロジェクトチーム : 各部署担当(課長補佐クラス)による勉強会
たたき台アンケート : 全職員対象 延べ1,094件の意見



勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PI第2ステージの主な意見(職員)

庁内LANシステムを利用して、全職員を対象に実施(意見数:1,094)

- 住民自治と団体自治
 - ・住民自治に関する記述が弱い、既存の枠組みの中で作られている
- 参加・協働
 - ・市民が積極的に参加、協働できる仕組みがない
 - ・PI(対話集会)、協定、提案権の位置づけ
- 構造
 - ・他条例への委任は一括して
 - ・理念条例としては内容が細かいすぎる
- 表現
 - ・「～しなければなりません」ではなく、行政や議会の主体性を
 - ・用語の統一を
 - ・市民が主権者であれば「市民は」の主語を多く
- 法令等との整合性
 - ・最高規範性、自主解釈権
 - ・既存の法制度等との整合性を図る必要

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

原案取りまとめ

H19.8.18～H19.9.22



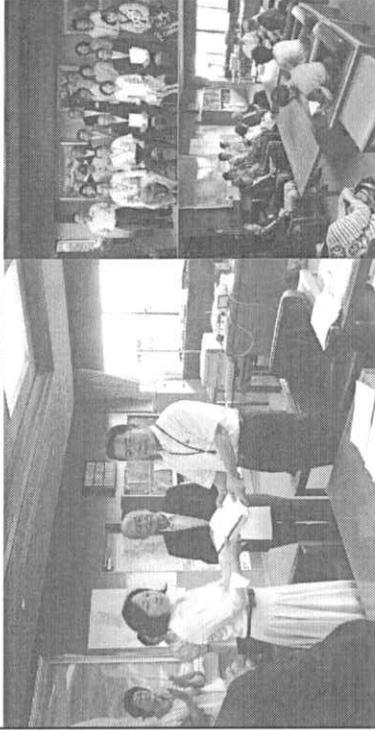
・5回の全体会議を利用してワーキング
 ー市民協議会全員による合意形成

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

原案提出

H19.9.28

平成19年9月28日 市長へ自治基本条例原案を提出
 ● 茨山自治基本条例原案、全10章47条で構成



勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

PIの実績

H17.9.～H19.9.

部門別	回数	参加人数	配布枚数
ホームPI	1	25	
イベント・駅前PI	16	544	21,300
自治会長訪問	3	447	
自治会長・自治会PI	37	602	
議会PI	9	53	
地区PI・テーマ別PI	10	152	
作文	1	371	
市民活動団体PI	11	114	
高校PI	1	8	
審議会・事業者団体・地区社協PI	15	204	
フォーラム	2	350	
職員PI	5	373	
ミニPI	13	199	
合計	124	3,442	21,300

※ 原案提出までの回数

※ その他ポスティング等が複数回行われている

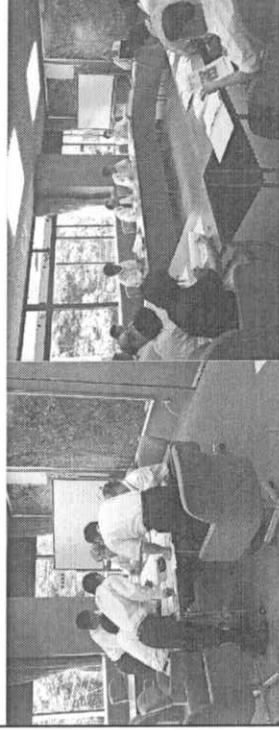
PIの詳細な状況、内容については、「PI総括報告書」をご覧ください

勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

素案(案)作成～公表

H19.9.28～H19.11.19

原案アンケート：全職員対象 延べ439件の意見(案文案)+各部長の意見
 プロジェクトチーム：各部長所担当による素案(案)の作成 延べ15回開催
 意思決定：政策調整会議、庁議を経て公表(H19.11.19)



勉強会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

策定調整会議

H20.1.24～5.24まで7回開催



【構成メンバー】

議長 市
 副議長 松本 隆一 先生(相模女子大学)
 市 副市長、企画財政部長、総務部長、
 企画政策課長、総務課長
 市民協議会 代表、副代表、PI部会長、原案部会長、
 原案部会員(+予備メンバー2名)

【会議の進め方】

- ・原案と素案(案)の違いを1案ずつ検討
- ・妥協案ではなく、双方の思いからより良い案づくり

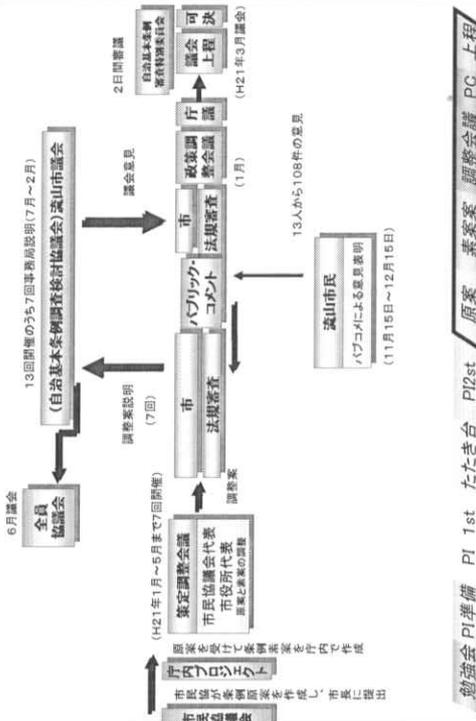
創設会 PI準備 PI 1st たたき台 PI2st 原案 素案案 調整会議 PC 上程

条例制定までの条文の変遷



39

条例原案から可決まで



策定プロセスのポイント

- **パブリックインボルブメント(PI)**という市民参加の手法の採用
 - ・市民が地域に入って様々な市民対話集會。
 - ・自分たちのまわりの課題や解決策について建設的に話し合った。
 - ・大事なことのまわりのルールだからみんなんで決めた。
 - 住民自治の実践の場。市として必要不可欠な策定プロセスと判断
- **市民が条例原案をついた策定プロセス**
 - ・PIで集められた市民意見を下敷きに条例原案づくりに活かした。
 - ・行政としての覚悟が必要。時間、労力、体力だけでなく市民に委ねること
 - ・市民にも当然に相当の労力が必要
 - 活動が予測ににくいいため、柔軟な姿勢・枠組みでの対応が求められる
- **策定調整会議。公開の場で条例を調整**
 - ・市民による条例原案と行政による条例原案を公開の場で議論。
 - ・その結果、調整案として一つにまとまった。
 - 策定プロセスにおける協働を実現した。

自治の基本原則をつくるものだから、
 みんなで考え、みんな決めて決めることが大切
 ★その雰囲気づくりが「市民自治」の深化であり、自治基本条例の趣旨そのもの

条例のポイント

- ★第1条 目的 「市民自治の推進に関する原則及び制度…」
- ★第2条 条例の位置付け 「市民自治及び市政に関する最高規範」
- ★第16条 市民参加条例
- ★第17条 市民投票 市民発議、常設型条例
- ★第22条 総合計画
 - 第2項 「基本計画についても、議会の議決を経なければなりません」
- ★第23条 財政運営
 - 第5項 「歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合」
- ★第37条 市長の責務
 - 第4項 「長期にわたって在任することによって、自治の低下を招かない…」
- ★第40条 条例の実効性の確保
 - 第2項 「必要な制度等の整備に関する年次計画を定め…」

41

市民自治の深化・発展のために…

- ★ただ、まちづくりを見守っているだけでは自治は育たない。
- ★まちづくりに関わる人が、条例を理解し、それぞれが行動して育つもの。
- ★市及び議会は市民参加や協働しやすい仕組みや制度を整え、情報を提供する。
- ★市は地域の特性に合った独自の施策を展開していく。
- ★市民等は、市政への参加や地域活動にかかわり、市民の力をまちづくりに活かす。
- ★皆の郷土愛が高まり、市民自治がさらに育まれることを期待。

42

自治基本条例に基づく取り組みと目標

★平成21年度の取り組みと平成22～24年度の目標

- (1) 条文の内容を深化・発展させる仕組みづくりについて
- (2) 市民等の市政への参加及び協働する機会を拡充させる仕組みづくりについて
- (3) 行政及び議会の情報公開の拡充について

★市の取り組み

- ・条例の趣旨を理解し、各条文の趣旨に基づいて事業を進めます。
- ・ほかの条例、規則等の制定又は改廃、制度の整備にあたっては、各条文と適合させながら進めます。

- (1) 条例のPR
- (2) 「情報公開条例」の改正(平成21年12月改正)
- (3) 「市民参加条例」の制定(平成22年度中に制定予定)
- (4) 後期基本計画の策定(平成22年3月策定)
- (5) 健全な行財政運営の推進
- (6) バックアップの実施(平成19年度から実施)
- (7) タウンミーティングの実施(平成16年度から実施)
- (8) 市民等に関わられた議会の推進
- (9) 「広報ながれやま」発行回数の増加(平成22年度から)
- (10) 市政に関する「出前講座」のスタート(平成22年度から)
- (11) 「市民投票条例」制定の検討(平成24年度から)

43

第45回市民協議会(2009.3.27)



市民協議会・終結宣言
「地域の現場へ帰ろう」

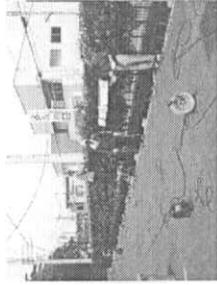
「流山市自治基本条例案」が
議会本会議にて可決



(2009.3.24)

条例制定後の市民の動き

NPO法人「コミュニティ流山」による
北部公民館の管理運営(指定管理者;2009.4～)



地域の中学校の
生垣剪定ボランティア

※写真:コミュニティ流山・ホームページより

ご清聴ありがとうございました。

